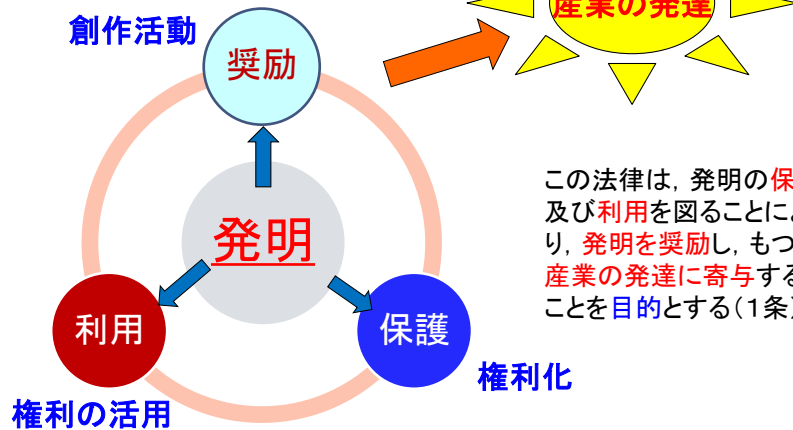


特許要件

特許制度（パテント）



特許法の目的



特許になる発明とは

1 特許法上の発明である(2条)

NO

2 産業として実施できる(29条柱書き)

NO

3. 新しい(新規性 29条)

NO

4. 容易に考え出すことができない
(進歩性 29条2項)

NO

5. 最先の出願である(39条, 29条の2)

NO

6. 書面が記載要件を満たしている, 単一性(36条)

NO

7. 公序良俗に反していない(32条)

NO

全部YES

特許を受けることができる発明

特許を受けることができない発明

2

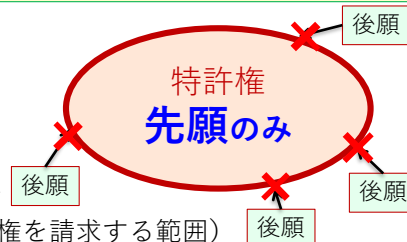
30年度【知的財産法】杉山 務

5 最先の出願

同一の発明について異なつた日に2以上の特許出願があつたときは、**最先の特許出願人**のみがその発明について特許を受けることができる

- ・ **先願主義**
ダブルパテント排除

特許請求の範囲の記載で判断
(出願書類に記載して限定した特許権を請求する範囲)



※ 大正10年法までは先発明主義を採用

3

30年度【知的財産法】杉山 務

39条（先願）

同一の発明について異なる日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

4

30年度【知的財産法】杉山 務

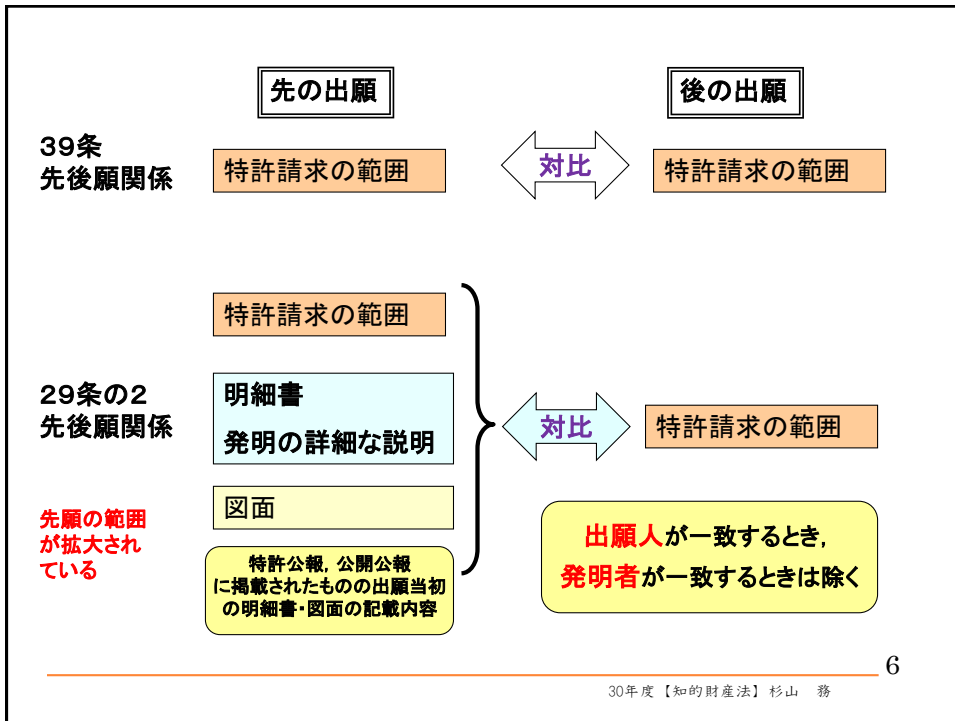
この条文は、非常に分かり難いですが、読みこなしてください

29条の2 <拡大先願>

特許出願に係る発明が、当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

5

30年度【知的財産法】杉山 務



6 出願書類の記載

- ・ その発明の内容が、**第三者**が読んで**実施できる**程度に具体的に記載されていること
- ・ 権利を求める**技術的**範囲が明確であること

★出願時に発明の内容をきちんと記載しておくことが重要

特許明細書 <発明が開示された出願書類>

権利書としての性格
技術文献としての性格

明確に記載する必要がある

7

30年度【知的財産法】杉山 務

7 公序良俗に違反しない

公の秩序、善良の風俗又は**公衆の衛生を害するおそれがある発明**については、特許を受けることができない

- ・発明の**本来の目的**が、公序良俗を害するもの
例. 偽札製造方法, アヘン吸引具

<参考>盲人のために識別を可能とするため、パンチ孔を穿った紙幣
←公序違反にならないとする高裁の判決

- ・公衆の**衛生を害する**おそれのあるもの
例. 使用時に一酸化炭素が発生するおそれが明らかなガス調理器具

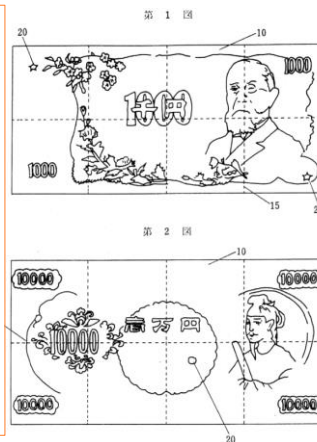
8

30年度【知的財産法】杉山 務

実用新案権 公序良俗事件

東京高裁S611225

紙幣にパンチ孔を穿設するという行為、すなわち、犯罪行為をそそのかすこと以外に有り得ない旨主張するが、実施不能であることと**公序違反**となることとは直接結びつくものでないばかりか、本願考案は、産業上利用できる考案というべきであるから、本願考案が**国によって実施される可能性**が将来において全くないとはいい難いし、仮に、本願考案がヒントになって、パンチ孔の穿設していない紙幣に孔を穿つ者がいるとしても、そのことと本願考案が公序に反するか否かとは全く別問題であつて、被告の右主張は、採用するに由ない



9

30年度【知的財産法】杉山 務

まとめ・特許になる発明とは

産業として実施できる

新しい
(新規性)

- × 公然と知られた発明(発表, TV放映)
- × 公然と実施された発明(販売)
- × 刊行物に記載された発明(特許公報, 論文, 書籍, インターネット)

容易に考え出すことが
できない(進歩性)

- ☆当業者が容易に考えつかない発明

明細書の記載は規定
どおり

- ☆当業者が実施可能な程度まで技術内容の記載を義務づけ

その他

- ☆先に出願されていないか
- ☆反社会的な発明でないか

10

30年度【知的財産法】杉山 務

ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

5回(5日:金)は, 特許を受けることができる者は。発明者, 冒認, 職務発明

11

30年度【知的財産法】杉山 務

特許要件（29条）¹

- (1) 発明であること ⇒ 自然法則 技術思想 創作 高度 : 第2回
- (2) 産業上利用性 ⇒ 第3回
- (3) 新規性（29条1項）世界公知・公用・刊行物記載 ⇒ 第3回
- (4) 進歩性（29条2項）⇒ 第3回
- (5) 最先の出願であること：先願（39条²，29条の2）

特許権は独占排他権なので、同じ特許権が複数存在することは混乱を招くので、最も早く出願した者にのみ特許権を付与（先願主義）

異なる日に発明された場合は、どちらが早いか判断が容易だが、同じ日の場合は判断が困難なので、出願人同士が協議し、決められた者のみが権利を取得でき、決まらない場合は、だれも権利を取得できない。この場合は、独占権は付与されないから、出願していない者も含め誰でもが実施できる。

先願の地位は、出願の取下、放棄³及び拒絶査定⁴の確定により消滅する。

また、先に出願した発明には関連する技術も記載されており、その内容が公開されると、その公開前の、後からの他人の出願は、世の中になんら新しい発明を公開せず、産業の発達に寄与することにならないから、特許を受けることができない。（拡大先願）⁴

この場合は、出願人又は発明者が同一の場合は、本人が公開したものだから適用されない。出願人は、後の出願の時に同一であることが必要である。

- (6) 明細書の記載（36条） 発明の単一性（37条）

当業者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載

特許制度は、新しい発明をした者に発明の公開の代償として独占権を付与することで産業の発達に寄与するものだから、発明の内容は当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていることが条件である。

特許請求の範囲は権利書としての性格を有するのに対し、明細書は、技術文献の性格を有するから、明確に記載することが産業の発達に貢献する重要な要素である。

¹（特許の要件）

第29条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

² **39条**（先願） 同一の発明について異なった日に二以上の特許出願があつたときは、最先の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定めた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

³ 取下と放棄で効果の違いは、特許法上ない。以前は、放棄には先願権が残り、取下では先願権が残らないという効果の違いがあつたが、現行法では放棄にも先願権が残らない扱いとなった。平成10年改正39条5項参照

⁴ **29条の2**＜拡大先願＞

特許出願に係る発明が、当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

*** どの程度書いてあれば実施可能な程度といえるかは、一律に決めることができず困難を伴う判断となる。なぜなら、内容を理解した後に書類を読めば理解できるが、読んだ最初には理解できないことが往々にしてあるからである。

実務では、単に理解できないだけでは、拒絶となることは少なく、発明の効果を達成するために必要な事項が記載されていないから、実施可能な程度まで記載されていないという結論になるものが多い。

★ 発明の単一性 (37条)⁵

一つの出願には一つの発明を記載することが原則だが、特定の関係であれば複数の発明を記載することができる。

出願された発明は審査官により審査されるが、審査官には専門性があり、審査困難な複数の技術が一つの出願に含まれていると、審査官の負担だけでなく、正確な判断ができないこととなり、不安定な権利が生じることとなる。

特定の関係にある複数の発明を一つの出願に含めることは、審査官にとっては関連する発明をまとめて審査することができるだけでなく、出願人の出願手続きが簡易になり、第三者にとっても関連する発明情報が効率的に入手可能となる利点がある。

特定の関係とは、例えば、雑音を減らす工夫をした発明である場合に、その目的を達成するために、異なる複数の手段を採用したそれぞれの発明は、特定の関係にある。

(7) 「公序良俗」に反しないもの (32条)⁶

どこまでが公序良俗に反するかは、時代とともに変化する基準でもあるから判断が難しいこともある。その例として多いのが「登録商標」である。「登録商標」を普通名称のように特許庁が発行する公報に掲載することは、商標の宣伝効果だけでなく、登録商標の希釈化につながることであり、公開には注意が必要とされる。その他に数としては多くはないが、政治的な意見・主張の類もあれば、猥褻なものもある。

① 発明の本来の目的が、公序良俗を害するもの

例. 紙幣偽造機械, 金塊密輸用ベスト, アヘンを吸う器具等

この例においては、出願書類の記載方法により、公序良俗違反として拒絶されなくなる。

例えば、紙幣偽造機械は「紙幣製造機械」、金塊密輸用ベストは「金塊運搬用ベスト」、アヘンを吸う器具は「麻酔薬吸引器具」とすることが考えられる。

<参考> 盲人のために識別を可能とするため、パンチ孔を穿った紙幣⁷

←公序違反にならないとする高裁の判決

② 公衆の衛生を害するおそれのあるもの

例. 使用時に一酸化炭素が発生するおそれが明らかなガス調理器具

【問】 次の問に答えなさい。⁸

Q: 同一発明について同じ日に二つの特許出願があったときは、だれが特許を受けることができるか。

Q: 同一発明について異なった日に二以上の特許出願があったときは、だれが特許を受けることができるか。

⁵ **第37条** 二以上の発明については、経済産業省令で定める技術的關係を有することにより発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、一の願書で特許出願をすることができる。

⁶ (特許を受けることができない発明)

三十二条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明については、第二十九条の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

⁷ S61.12.25 東京高裁昭和 59(行ケ)251 実用新案権 公の秩序を害するおそれがある考案とは、考案の本来の目的が公の秩序を害するおそれがあり、その目的にそう実施が必然的に公の秩序を害するおそれのある考案

⁸ 39条2項